

建物の 耐震改修・建替・解体を支援します

倉吉市では、震災に強いまちづくりを推進するために、古い基準で建築された建物の耐震診断・改修設計・耐震改修などにかかる費用を支援または補助し、耐震化を促進する制度を実施しています。

1 補助対象となる建物

- 平成12年5月31日以前の木造一戸建て住宅または昭和56年5月31日以前に建築された建築物等（建築基準法第9条【違反建築物に対する措置】に基づく除却、使用禁止等の措置を命じられていないもの）
 - 耐震改修（建替え）、除却、居室単位耐震改修及び耐震シェルター設置（高齢者等が居住する住宅を除く）については、耐震診断等により耐震性が不足していると判断された建物
- * その他、対象となる建物の要件等については窓口にご確認ください。

2 補助金の額

〳期間限定で一部補助率・補助額UP!!〵

補助対象事業費 × 補助率 = 補助金の額



リフォームと
あわせて耐震改修
しませんか？

事業		要件 / 補助対象事業費(上限額)		補助率	1戸当たりの 補助金の上限額
木造 一戸建て 住宅 平成12年 5月31日 以前建築 (非木造の 場合は、昭和 56年5月31 日以前建築)	STEP 1 耐震診断	無料診断	耐震診断を行う民間の建築士を 倉吉市が派遣 します。 ●市内の木造一戸建て住宅 ●2階建て以下・延べ床面積 280㎡以内 が対象 * 店舗併用住宅を含む。(店舗等の部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの) * 耐震診断の申請から結果報告までに、最大3ヶ月～6ヶ月程かかります。	無料で派遣します。 * 詳しくは窓口にお問い合わせください。	
		所有者実施	耐震診断を行う民間の建築士を 対象住宅の所有者に選定 していただきます。 * 「図面有り」……既存住宅の平面図が残っている場合 * 「図面無し」……既存住宅の平面図が残っていない場合	補助 上限額	17万円 (図面有り) 20万4千円 (図面無し)
	STEP 2	改修設計	耐震改修及び建替の 設計 に要する費用 * 建替えの場合は、新築の設計が対象。 * 耐震診断と併せて改修設計を行う場合も対象。	補助 上限額	32万円
		除却	住宅の除却(解体) に要する費用 * 木造住宅で \$56. 5. 31 以前建築の住宅は、調査票(様式第6号)による判定も対象。	23%	97万9千円
	STEP 3	耐震改修	耐震改修 に要する費用 * 耐震改修の場合は、建物全体の耐震性能を向上させる改修工事が対象。 * リフォーム等を併せて工事する場合、リフォーム費用分は補助対象外。	補助 上限額	175万円
		建替え	建替え に要する費用 * 建替えは、既存住宅の解体から新築の完成まで。 * STEP2「除却」とは併用できません。	4/5	140万円
		居室単位耐震改修	特定の居室の耐震改修 に要する費用 * 特定の居室部分(寝室や居間などの居室を含み、開口部を有する1階にある部分)の耐震性能を向上させる改修工事が対象。	補助 上限額	125万円

* 耐震改修、建替え、除却、居室単位耐震改修、耐震シェルター設置（高齢者等が居住する住宅を除く）については、耐震診断等の結果、「倒壊の危険性がある」と判断されたものが対象です。

一戸建て住宅 	事業	要件 / 補助対象事業費(上限額)	補助率	1戸当たりの補助金の上限額
	耐震シェルター設置 * 部屋型のもの	耐震性が不足している住宅への設置に要する費用	23%	83万8千円
		高齢者・障がい者・要介護者が居住する住宅への設置に要する費用	補助上限額	100万円
	耐震ベッド設置	耐震ベッド設置 に要する費用 * 高齢者・障がい者・要介護者の居住する住宅。 * 新耐震基準の住宅も含む。	補助上限額	62万5千円

建築物  昭和56年5月31日以前建築	事業	補助対象事業費の上限 *①・②いずれか低い方の額を適用		補助率	1棟当たりの補助金の上限
		① 面積による上限	② 1棟当たりの上限		
	耐震診断	$S \leq 1,000 \text{ m}^2$	3,600 円/㎡	2/3	200万円
	改修設計	$1,000 \text{ m}^2 < S \leq 2,000 \text{ m}^2$	1,540 円/㎡		
		$2,000 \text{ m}^2 < S$	1,030 円/㎡		
	耐震改修(建替え)・除却	50,300 円/㎡		23%	1,800万円
		●耐震改修・建替え・除却の補助については、 延べ床面積 1,000 ㎡(幼稚園及び保育園等は 500 ㎡)以上、建物の用途などに制限があります。 詳しくは窓口にご相談ください。 ●建替え・除却の場合、耐震改修に要する費用相当分の金額が補助対象となります。			

長屋共同住宅  昭和56年5月31日以前建築	事業	補助対象事業費の上限 *①・②いずれか低い方の額を適用		補助率	1棟当たりの補助金の上限
		① 面積による上限	② 1棟当たりの上限		
	耐震診断	建築物の耐震診断に同じ	300万円	2/3	200万円
	改修設計	改修設計 に要する費用	32万円	1/2	16万円
	耐震改修(建替え)	耐震改修 または 建替え に要する費用 * マンションは対象外		4/5	140万円
	除却	除却(解体) に要する費用		23%	97万9千円

住宅の耐震改修に係る税制の優遇措置(令和8年度)

1 所得税(倉吉市の発行する証明書が必要です)

昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震改修を行った場合、耐震工事の標準的費用をもとに、一定の算式により計算された額がその年分の所得税額から控除されます。

※令和10年12月31日までに工事が完了したものが対象です。詳しくは、倉吉税務署にご確認ください。

2 固定資産税(倉吉市または建築士等が発行する証明書が必要です)

昭和57年1月1日以前から所在する住宅に対し、一定の耐震改修を行った場合、当該住宅の固定資産税額(120㎡相当分まで)が1/2に減額されます(翌年度分が対象となります)。

※令和13年3月31日までに工事が完了したものが対象です。詳しくは、市役所税務課(第2庁舎)にご確認ください。

よくある
ご質問



Q. リフォームとあわせて耐震改修することもできますか？

A. 可能です。解体・復旧など重複する工事をまとめて行えるので、別々に行うより工事期間や費用面からも効率よく進められます。リフォームを検討する際には、あわせて耐震改修もご検討ください。ただし、当補助金は耐震改修に係る費用のみが対象となりますので、ご注意ください。

【ご注意】補助金の申請は、必ず工事業者との契約や工事に着手する前に行ってください。

お問合せ先: 倉吉市役所 建築住宅課(本庁舎)
電話: 0858-22-8175(直通)

